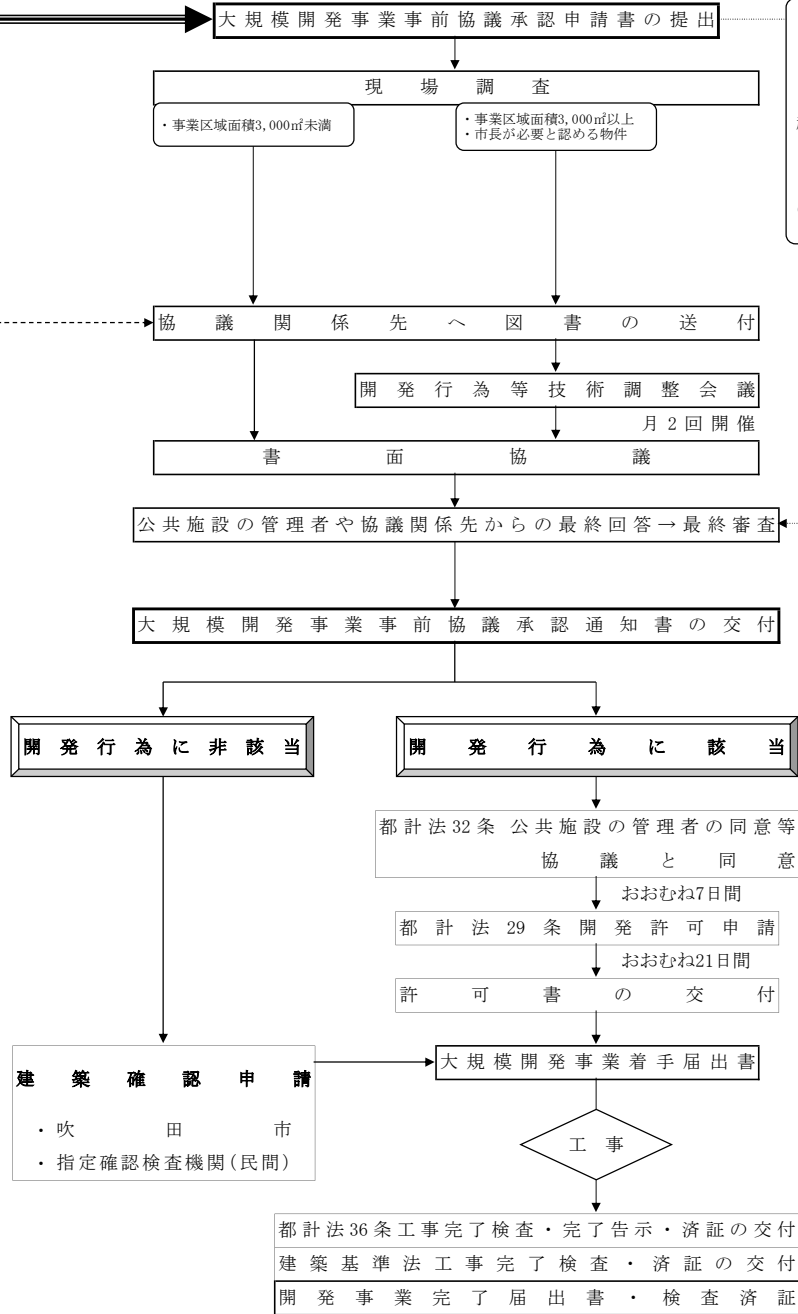
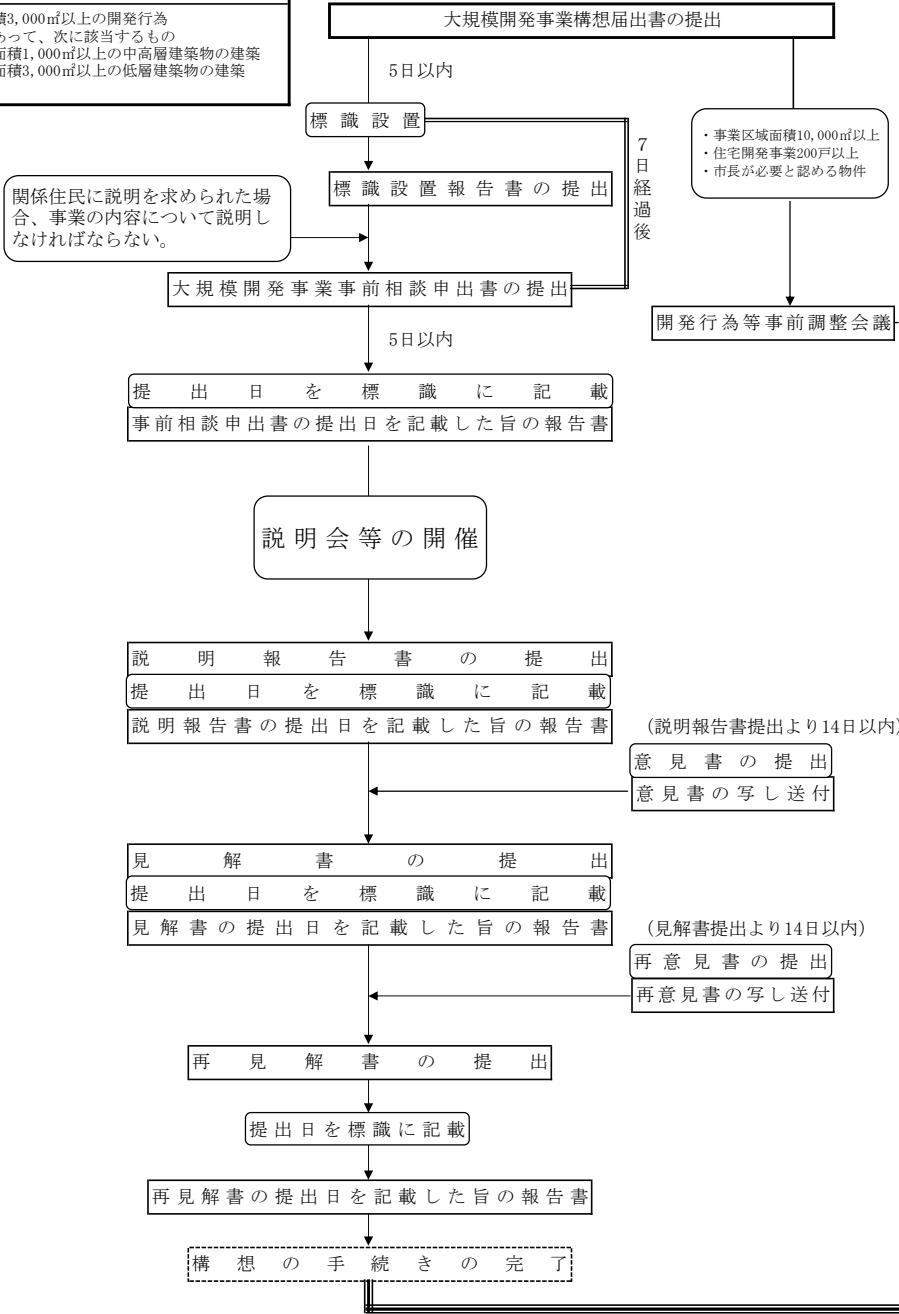


大規模開発事業構想届出書の提出から工事完了までのフロー

適用範囲

(1) 事業区域面積3,000㎡以上の開発行為
(2) 建築行為であって、次に該当するもの
ア 事業区域面積1,000㎡以上の中高層建築物の建築
イ 事業区域面積3,000㎡以上の低層建築物の建築



10m
を
超
え
る
高
さ
の
物
件

環
境
政
策
室
中
高
層
手
続
き

協議関係先		
1	開発審査室	条例担当
2	〃	建築許可
3	都市計画室	景観担当
4	〃	計画担当
5	公園みどり室	
6	総務交通室	
7	管路保全室	
8	安全監理室	
9	企画財政室	
10	保育幼稚園室	
11	地域経済振興室	
12	環境政策室	(環境まちづくり担当)
13	環境政策室	(中高層担当)
14	環境保全指導課	
15	事業課	
16	教育未来創生室	
17	文化財保護課	
18	給水相談グループ	
19	その他	